

作成日 2021.8.31

## コロナ禍の出張についてのガイドライン

富士工業株式会社

■ 「緊急事態宣言」並びに「まん延防止等重点処置」が発令され  
コロナウイルスの変異株が全国にまん延しているこの時期、引  
き続き、出張にてのルールを徹底強化します。

- ① 「緊急事態宣言」並びに「まん延防止等重点処置」の発令地区へ  
の出張については事前申請が必要であり、会社が認め用紙に記入  
後承認をもらう。
- ② 車で出張する場合は基本片道 4 時間までは許可する。
- ③ 上記の出張後、会社への入社並びに家族との接触は 7 日間待機  
後、PCR 検査陰性を確認した後とする。そのための費用は会社  
負担とする。(公共機関を使用の場合)
- ④ 出張の留意点
  - ・ マスクの着用、手洗い、密にならないよう心掛ける。
  - ・ 出張先における地域の感染状況に注意する。
  - ・ 移動の際には感染リスクのある場所は避ける。
  - ・ 発熱、咳、息切れ、体調不良の場合は出張を取りやめる。

- ・出張先での繁華街にはいかない。
- ・用件先の人からの誘いがあっても会食はさける。
- ・節度のある行動に心がける。(家族や会社に説明がつかない行動はさける。)
- ・移動中の飲食は出来るだけ控え、飲食をする場合は飲食の前後に手洗いをする。
- ・空港や駅の待合室では込み合った場所は避ける。
- ・できるだけピーク時の公共機関の利用はさける。又乗車中は会話を控える。

以上

代表取締役 越村清史

※ 2021年5月11日、2021年3月31日の出張についてのガイドラインを再度改訂した。(赤字部分5が改訂箇所)

※ 2021年8月31日、出張についてのガイドラインを改訂した。(赤字部分)